

長野県DX推進本部設置要綱

(目的)

第1条 本県におけるデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を総合的に推進するため、長野県DX推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県のDXの推進に向けた計画の策定及び推進に関すること
- (2) その他本県のDXの推進に関すること

(組織)

第3条 本部は、別表に掲げる本部員をもって構成する。

- 2 本部に本部長を置き、知事をもって充てる。
- 3 本部に本部長代理を置き、副知事をもって充てる。
- 4 本部長代理は、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けるときに、その職務を代理する。
- 5 本部に副本部長を置き、企画振興部長及び参事(デジタル化推進担当)をもって充てる。
- 6 副本部長は、本部長の職務を補佐する。
- 7 全庁的なDXの推進を統括、指揮するCDO(最高デジタル責任者)を置き、DXに関することを担任する副知事をもって充てる。
- 8 CDOの職務を代理するCDO代理を置き、参事(デジタル化推進担当)をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて開催し、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 本部に、特定事項を検討させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの検討事項、構成員その他運営に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、企画振興部DX推進課とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月18日から施行する。
- 2 先端技術活用推進会議設置要綱(平成31年4月9日付け31先第4号)は、廃止する。

別表（第3条関係）

知事
副知事
危機管理監
産業政策監
危機管理部長
企画振興部長
参事（デジタル化推進担当）
総務部長
県民文化部長
健康福祉部長
環境部長
産業労働部長
観光スポーツ部長
農政部長
林務部長
建設部長
会計管理者
公営企業管理者
議会事務局長
教育長
警察本部長